

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	生活保護事務費	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	橋本 義晴	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠法令等	生活保護法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	生活保護法に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	保護課職員及び被保護者等				
内容	<p>1 生活保護法に基づく事務の執行に要する経費                  嘱託医の設置費（内科医2名（火、木曜各1名）・精神科医1名（月曜） 資産調査専門員配置（2名））                  介護扶助適正化指導員（ケア・マネージャー）配置（1名）                  一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費）                  近接地外旅費（扶養義務調査・病院訪問調査）                  役務費（被保護者通知、戸籍照会、29条調査郵送料等 現金書留払郵送料）                  委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費）</p> <p>2 その他経費                  近接地外旅費（全国研修会、先進福祉都市視察等） 委託料（家財整理委託）                  使用料及び賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ料）                  負担金（全国研修会参加費等・大都市福祉事務所長会）</p>				
経過	平成5年度 委託料 家財整理委託 新規予算措置 平成6年度 委託料 越年対策報償費が事務費から分離 平成12年度 生活保護システム更新4月稼動 介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置 平成18年度 資産調査専門員配置 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入） 平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成22年度 介護扶助適正化指導員配置				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託業務 ・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・要介護認定調査（10割給付者） ・保護施設委託事務費 ・家財整理業務 ・レセプト点検 ・生活保護システム運用 他の業務は職員が実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	22,143	38,475	34,460	34,199	35,199	37,980	102,131	
決算額（22年度は見込み）	21,446	36,301	29,957	32,340	33,754	37,247	102,131	
人件費		27,581	19,638	19,638	19,991	18,530		
【事務分担量】（%）		320	320	320	325	315		
合計（+）	21,446	63,882	49,595	51,978	53,745	55,777	102,131	
国（特定財源）	5,177	17,610	7,891	10,611	15,454	14,407	70,202	
都（特定財源）					105	129	128	
その他（特定財源）					9	0	1	
一般財源	16,269	46,272	41,704	41,367	38,177	41,241	31,800	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
介護扶助審査判定件数	121	105	144	123	122	116		
アパート整理件数	12	12	10	13	11	14		

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	嘱託医、資産調査専	7,446	嘱託医、資産調査専門員	7,446	嘱託医、資産調査員、ケアネ
旅費	全国研修会等	0	全国研修会等	0	全国研修会等	77	
食糧費	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	8	
一般需用	印刷製本（封筒等）	859	印刷製本（封筒等）	586	印刷製本（封筒等）	1,018	
役務費	郵送料（各種通知）	7,726	郵送料（各種通知）	8,509	郵送料（各種通知）	9,034	
委託料	システム保守、レセプト点	15,923	システム保守、レセプト点検、医	18,042	システム保守、レセプト点検等	74,524	
使用料及負担金補	生保システム機器リース等	1,441	生保システム機器リース等	1,440	生保システム機器リース等	1,483	
	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	69	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	レセプト点検過誤返還金(千円)	36,870	40,769	48,641			レセプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	レセプト点検総件数(千件)	120	120	124			

（問題点・課題分析）	<p>○生保システムの活用、レセプト点検業務委託、医療扶助データベース化により対応している。</p> <p>○被保護者数の急増により、日々の事務量は増加傾向であり、一層の事務改善を図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
診療報酬明細書の点検をよりの確に審査する。	医療費の負担軽減が図れる。
介護扶助の適正執行のため、ケアプラン等の点検を行う。	適正な保護費の執行により、介護扶助費の負担軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく事務の執行経費

況議（要質問）	<p>平成12年度 四定</p> <p>平成13年度 三定</p> <p>区報で生活保護制度を周知する特集を組むこと</p> <p>○区報に特集（生活困窮した場合の相談方法等）を組んで周知してほしい</p> <p>○保護課の相談カードに生活保護申請の意思を明確に示せるよう、様式の改善をしてほしい</p>
---------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	越年対策報償費	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	綱島 修一	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	越年対策報償費（01-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	・東京都福祉局長通知 ・山谷対策本部会決定	
終期設定	有 無	年度	法令等	（東京都・台東区・荒川区）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	東京都山谷地域越年相談事業に協力し、生活相談、宿泊援護等の業務に従事する一般職員の報償費の支給				
対象者等	保護課職員				
内容	<p>越年相談事業                      山谷地域居住者のうち、年末年始の就労事情により、就職先や宿泊場所のない困窮者に対して、生活相談及び宿泊援護等を行う。</p> <p>1 相談の実施期間 12月29日                      2 実施場所 相談所 台東区リバーサイドスポーツセンター及び荒川区                      援護施設 なぎさ寮（大田区）他                      3 援護の方法 各相談所で面接相談を行い、次の措置をとる。                      宿泊援護が必要な者は、なぎさ寮等への入所措置（バス等により施設へ移送）                      入院が必要な者は、生活保護法による入院措置</p>				
経過	<p>昭和35年 山谷対策の基本方針を決定                      昭和37年 「山谷福祉センター」設置。初めて越年対策実施（以後毎年実施）                      昭和40年 「東京都城北福祉センター」・「財団法人労働センター」開設                      昭和43年 山谷事件多発。東京都山谷対策本部設置。翌年、民生局に「山谷対策室」を設置                      昭和47年 山谷労働センター乱入事件・焼き打ち事件発生                      昭和48年 都が山谷対策特別就労事業を開始（以後毎年実施）                      昭和49年 越年施設大井寮開所。（昭和63年大田寮に改称、平成6年なぎさ寮に改称）                      昭和53年 準更生施設「潮見寮」竣工                      平成11年 更生施設「さざなみ苑」8月開設（越冬施設「潮見寮」から通年開設の施設となる）</p>				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>越年相談事業は、東京都が、「山谷地区越年越冬対策部会」の決定に基づき実施。                      台東区、荒川区は、東京都福祉保健局長からの依頼により職員に従事させている。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	689	398	371	371	371	371	292	
決算額（22年度は見込み）	371	398	265	265	239	292	292	
人件費		431	119	119	122	122		
【事務分担当】（%）		5	5	5	5	5		
合計（+）	371	829	384	384	361	414	292	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	371	829	384	384	361	414	292	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延従事職員数	14	15	10	10	9	11	11

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	越年対策事務従事	239	239	越年対策事務従事	292	越年対策事務従事

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	越年相談者数(人)	853	862	850			
	宿泊援護者数(人)	825	813	820			
	入院者数(人)	1	1	1			

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	山谷地域の越年相談事業関連経費

況議（要質問旨）	なし
----------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	就労促進事業	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	荒木 正秀	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	就労促進事業（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区就労支援専門員設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	就労意欲があり自立に向けて就業活動しているが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、専門の相談員を設置することにより就業の実現に必要な支援を組織的、効果的に行い、被保護者の自立を助長し生活保護の適正実施に寄与することを目的とする。				
対象者等	被保護者のうち就労の阻害要因がなく、かつ、就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。				
内容	就労支援専門員（ハローワークOB）の設置 1 対象者の選定 ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 2 就労支援検討会 ・ 対象者、支援方針及び支援内容等を決定 3 具体的支援 ・ ハローワーク足立等への同行及びハローワーク足立等、関連機関の担当者との連携 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） 4 就労支援結果の確認 ・ 就労状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				
経過	平成17年4月 事業開始				
必要性	被保護者の自立を促進し、生活保護の適正実施に寄与する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・ 就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導） ・ ハローワーク足立、人材銀行等への同行 ・ 会社訪問、面接等援助 ・ 就業状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額		3,194	3,079	3,078	3,059	3,065	3,135	
決算額（22年度は見込み）		3,059	3,037	3,029	3,026	3,057	3,135	
人件費		862	854	854	848	848		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10		
合計（+）	0	3,921	3,891	3,883	3,874	3,905	3,135	
国（特定財源）		3,034	3,033	3,013	3,018	3,050	3,054	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	887	858	870	856	855	81	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	就労支援対象者数		72	89	84	78	95	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	就労支援専門員報酬	2,693	就労支援専門員報酬	2,735	就労支援専門員報酬	2,736
共済費	社会保険料	324	社会保険料	315	社会保険料	318	
特別旅費	ハローワーク等同行	9	ハローワーク等同行	7	ハローワーク等同行	81	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	就労人員(人)	38	46	55	60		
	就労自立世帯数(世帯)	8	8	4	10		

（問題点・課題）	<p>短期間の就労で辞める者が多いため、担当ケースワーカーは、就労支援員と協力しながら、就労の阻害要因となるものを十分把握することで被保護者の不安を取り除き、就労意欲を高めていく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <p>港、墨田、大田、世田谷、杉並、練馬、足立、中央、新宿、江東、品川、中野、豊島、北、板橋、葛飾、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支援方法を踏まえ、支援対象者の選考・支援メニューの適切な選択を行うことにより、より多くの者の就労に結びつける。	就労に結びつくことが期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	就労支援専門員の配置、相談・援助活動に要する経費

況議 （要 質 問 状 ）	なし
------------------------------	----

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	関口 竜一	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	路上生活者対策事業分担金（01-17-01） 自立支援事業（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者に対して、生活相談等を行うとともに都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者の早期社会復帰に向けた支援を行う。				
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者				
内容	<p>1 路上生活者の自立に向けた生活に関すること等の相談</p> <p>2 都区共同事業である「路上生活者対策事業」に基づき設置された各施設の利用承諾等</p> <p>[路上生活者対策施設] (1) 路上生活者緊急一時保護センター（一時的な保護と心身の健康回復）</p> <p>(2) 路上生活者自立支援センター（上記保護センター利用者で就労に支障のない者の生活相談、指導）</p> <p>[路上生活者対策施設の設置の考え方] (1) 路上生活者緊急一時保護センターと路上生活者自立支援センターは、特別区の各ブロック内にそれぞれ1か所設置。（計10施設）また、設置期間は概ね5年間とする。（2）施設の建設は、基本的に東京都が行う。施設の管理運営は特別区が行うものとし、特人厚が共同処理する。（3）経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。</p>				
経過	<p>平成12年7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結</p> <p>12月 自立支援センター台東寮、新宿寮開設</p> <p>平成13年4月 荒川区において路上生活者自立支援相談員設置 4月 自立支援センター豊島寮開設</p> <p>7月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結</p> <p>11月 緊急一時保護センター大田寮開設</p> <p>平成14年2月 自立支援センター墨田寮開設 3月 緊急一時保護センター板橋寮開設</p> <p>平成15年6月 路上生活者を対象とした民間の宿泊所の設置・運営について、近隣住民からの陳情を採択</p> <p>7月 宿泊所の設置に関する荒川区指導要綱、運営指導指針を制定、施行</p> <p>平成16年3月 緊急一時保護センター江戸川寮開設 3月 自立支援センター渋谷寮開設</p> <p>平成17年2月 緊急一時保護センター荒川寮開設 8月 緊急一時保護センター千代田寮開設</p> <p>平成18年4月 自立支援センター杉並寮開設 11月 緊急一時保護センター世田谷寮開設</p> <p>平成19年3月 自立支援センター葛飾寮開設</p> <p>平成21年3月 緊急一時保護センター江東寮開設 自立支援センター品川寮開設</p> <p>平成22年2月 (新型)自立支援センター文京寮開設、荒川寮閉設</p>				
必要性	路上生活者の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>利用承諾、処遇決定等は、特別区が行う。</p> <p>宿泊援護、生活指導、健康診断等は、特人厚が共同処理する。</p> <p>職業相談、住宅相談は、東京都が行う。</p> <p>各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		3,353	3,269	3,199	3,203	24,291	24,280	13,332
決算額（22年度は見込み）		3,190	3,167	3,108	3,137	22,534	13,063	13,332
人件費			8,619	8,540	8,540	8,470	8,470	
【事務分担当量】（%）			100	100	100	100	100	
合計（+）		3,190	11,786	11,648	11,677	31,004	21,533	13,332
国（特定財源）		3,095	3,012	3,009	3,013	3,018	3,024	3,127
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		95	8,774	8,639	8,664	27,986	18,509	10,205
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	緊急一時保護センター在籍者数	9	5	11	6	11	10	
	自立支援センター在籍者数	10	9	4	6	3	4	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	自立支援相談員報酬	2,709	自立支援相談員報酬	2,709	自立支援相談員報酬	2,709
	共済費	社会保険料	309	社会保険料	315	社会保険料	334
	職員旅費	研修旅費	0	研修旅費	0	研修旅費	86
	特別旅費	施設移送同行旅費	32	施設移送同行旅費	27	施設移送同行旅費	58
	役務費	施設移送費	25	施設移送費	23	施設移送費	29
	負担金	路上生活者対策分担金	19,459	路上生活者対策分担金	9,989	路上生活者対策分担金	10,116

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	自立者数(人)	10	29	10	2		路上生活から自立した生活に移行した者
	相談延件数(人)	78	122	80	9		
	緊急一時保護センター入所者数(人)	58	77	55	7		

（問題点・課題）	緊急一時保護センターの施設運営事業者との連絡を密にし、地域に十分配慮した適正な施設運営及び巡回相談が図られることが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
路上生活者の巡回相談を充実し、緊急一時保護センターの利用促進を図る。	路上生活者の就労による自立により、路上生活者の減少が期待できる。
平成22年10月から順次、緊急一時保護センターと自立支援センターを統合した、新型自立支援センターを書くブロックに1箇所設置する。	路上における相談から、就労への支援及び就労した者の円滑な地域移行に向けた支援まで、一貫した支援を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	自立支援員の配置、路上生活者の生活相談・都区共同事業の利用援助等

議（要旨）	自立支援事業に関する質問、ホームレス問題に対する認識等
-------	-----------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	山谷地区医療協力謝礼金	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子				
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	山谷地区援護費(01-04-01)								
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書					
終期設定	有 無	年度	法令等						
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画				
行政評価事業体系	分野								
	政策								
	施策								
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する、医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。								
対象者等	城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者等に対して医療業務を行った民間医療機関。								
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 (1) 支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） (2) 支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） (3) 使途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定								
	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金
	A	30 - 49	35,000	G	250 - 299	150,000	M	550 - 599	300,000
	B	50 - 74	40,000	H	300 - 349	175,000	N	600 - 699	325,000
	C	75 - 99	50,000	I	350 - 399	200,000	O	700 - 999	350,000
	D	100 - 149	75,000	J	400 - 449	225,000	P	1000 - 1499	375,000
	E	150 - 199	100,000	K	450 - 499	250,000	Q	1500 - 1999	400,000
	F	200 - 249	125,000	L	500 - 549	275,000	R	2000以上	425,000
	経過	昭和47年 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始 昭和50年6月14日 協定を締結							
	必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。							
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 協力金の金額査定 東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、城北労働・福祉センターで構成する査定委員会が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。								

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,050	2,596	2,665	2,344	2,151	1,894	1,638	
決算額（22年度は見込み）	2,010	1,840	1,555	1,395	1,365	1,700	1,638	
人件費		862	854	854	847	814		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10		
合計（+）	2,010	2,702	2,409	2,249	2,212	2,514	1,638	
国（特定財源）	2,010	1,840	1,555	1,395	1,365	0	0	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	862	854	854	847	2,514	1,638	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入院（件数）	217	216	199	177	153	181	
	外来（件数）	400	303	207	202	231	348	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	山谷地区医療協力金	1,365	山谷地区医療協力金	1,700	山谷地区医療協力金	1,638

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	対象医療機関(件)	34	35	35			

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	山谷の簡易宿所居住者等に対する円滑な医療実施を目的

況議 （会 要質 旨問 状	なし
---------------------------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	生活扶助（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。 [生活保護制度の基本原則] 1 国家責任による健康で文化的な最低生活保障 2 保護申請の無差別平等 3 保護の補正性 被保護者の日常生活に必要なもの等を扶助する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、以下の要件を満たすと同時に、現在の収入等が、厚生労働省の定める保護基準を下回る者。 自己が利用する資産、能力等あらゆるものの活用 民法で定める扶養義務者の扶養 他法、他施策による扶助の優先活用				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して、下記により生活扶助を行う。 [生活扶助の範囲] 1 衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの 2 移送費 [生活扶助の実施原則] 1 居宅保護を原則。ただし、居宅でできないとき、保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、保護施設又は適当な施設に収容して行う。 2 金銭給付を原則。ただし、金銭給付でできないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 3 保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する。ただし、これによりがたいときは1ヶ月分をこえて前渡しできる。 4 居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付し、これによりがたいときは、被保護者個人に交付している。 標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）の生活扶助基準額 162,170円 [生活扶助の基準額]（22年度）70歳以上単身世帯 75,770円 55歳以上単身世帯 81,610円				
経過	昭和21年9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21,4廃止）復活 ひとり親世帯就労促進費廃止（H19,4開始）				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） [保護実施上の原則] 1 申請保護の原則（職権も可） 2 保護基準による判定、支給 3 必要即応の原則 4 世帯単位の原則 [実施内容] 1 面接相談、申請受理 2 申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 3 施設への収容、保護費の支給 4 訪問による自立助長のための生活指導、生活相談、病状把握等 [保護費支払方法] 平成22年6月分 窓口払（約1,300件） 銀行払（約3,100件） 送金払（約150件）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		3,024,387	3,087,544	3,261,618	3,143,868	3,122,313	3,560,321	3,490,749
決算額（22年度は見込み）		3,013,045	3,007,985	3,021,381	3,037,041	3,106,146	3,532,165	3,490,749
人件費			40,572	44,270	44,270	64,501	60,568	
【事務分担量】（%）			525	540	540	790	785	
合計（+）		3,013,045	3,048,557	3,065,651	3,081,311	3,170,647	3,592,733	3,490,749
国（特定財源）		2,225,950	2,214,677	2,209,076	2,234,270	2,274,785	2,602,551	2,588,061
都（特定財源）		106,516	92,796	86,136	76,790	76,565	93,412	84,300
その他（特定財源）		28,010	42,726	47,858	58,014	73,100	62,096	40,000
一般財源		652,569	698,358	722,581	712,237	746,197	834,674	778,388
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	基準生活延人員	46,382	48,189	49,515	59,130	50,729	56,954	
	基準生活費	2,891,995	2,883,743	2,888,692	2,892,146	2,955,971	3,364,003	
	その他生活費	121,050	124,242	132,689	144,895	150,175	168,162	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	基準生活費等	3,106,146	基準生活費等	3,532,165	基準生活費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	保護世帯数(世帯)	3,680	3,705	3,923	4,471		
	保護人員(人)	4,478	4,511	4,769	5,494		
	保護率(%)	23.3	22.9	23.9	27.1		

（問題点・課題 指標分析）	<p>○景気の停滞、高齢化の進展を背景に被保護者数は依然として増加傾向にあり、生活扶助費は増加の一途である。今後もこの傾向は継続していくと推定されるため、生活保護の適正実施は重要課題である。</p> <p>○不正受給の防止のため、収入、資産調査及び扶養義務調査の徹底を図る必要がある。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被保護者の資産・収入・年金等の調査や就労指導を強化する。	適正な生活保護の実施や就労者の増が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

（要旨） 議会質問状況	<p>平成13年度 三定 餓死事件を発生させないために、電気・ガス事業者とも総合的な連絡・連携体制をとるよう。 ケースカー 1人あたり80ケース体制（国基準）の実現。人員増を望む。</p>
	<p>平成22年度 二定 生活保護法に基づき、相談業務及び職員研修の充実。</p>

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住宅扶助(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して下記により住宅扶助を行う。</p> <p>[住宅扶助の範囲] 1 住宅費(家賃・間代、地代、敷金等) 2 住宅維持費(住宅維持のための補修等)</p> <p>[住宅扶助の実施原則] 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達成するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 3 保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。</p> <p>[住宅扶助の基準額]（22年度）家賃等 単身世帯 53,700円以内 特別な事情のある世帯69,800円以内 2～7人世帯 69,800円以内 敷金等 279,200円以内 住宅維持費(年額) 180,000円以内 契約更新料 104,700円以内</p>				
経過	<p>平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円 104,700円）</p> <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。</li> <li>・緊急一時的な宿泊所への入居は、特別基準（1.3倍）扱いとする。</li> <li>・都営住宅の使用料を代理納付開始。</li> </ul>				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>宿所提供施設、緊急宿泊施設等の一時的宿泊施設への収容による現物給付以外は、生活扶助と同じ。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	1,399,695	1,498,500	1,691,960	1,736,810	1,713,840	2,035,228	2,069,228
	決算額（22年度は見込み）	1,389,296	1,479,618	1,545,074	1,592,616	1,708,108	2,020,991	2,069,228
	人件費		40,572	44,270	44,270	64,755	61,163	
	【事務分担量】（%）		525	540	540	793	793	
	合計（+）	1,389,296	1,520,190	1,589,344	1,636,886	1,772,863	2,082,154	2,069,228
	国（特定財源）	931,504	1,041,972	1,109,713	1,194,462	1,281,081	1,515,743	1,551,921
	都（特定財源）	35,454	42,757	40,138	33,421	35,714	50,786	48,763
	その他（特定財源）							
	一般財源	422,338	435,461	439,493	409,003	456,069	515,625	468,544
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	家賃延世帯数	34,781	36,164	37,324	37,818	39,254	44,397	
	家賃支出額	1,316,845	1,404,259	1,470,084	1,513,480	1,610,005	1,882,097	
	その他住宅費	72,451	75,359	74,990	79,136	98,103	138,894	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	家賃・間代等	1,708,108	2,020,991	家賃・間代等	2,020,991	家賃・間代等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	保護世帯数(世帯)	3,680	3,705	3,923	4,471		
	保護人員(人)	4,478	4,511	4,769	5,494		
	保護率(%)	23.3	22.9	23.9	27.1		

(問題点・課題)	<p>○被保護者数の増加等で住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど住居の確保に一層努力することが必要である。</p> <p>○家賃を滞納している被保護者に対して、生活指導の観点から、家主への代理納付等適切な指導を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議決要旨	なし
--------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	高野 昇	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	教育扶助(01-01-03)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴い必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の民族学校は除外）、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により教育扶助を行う。</p> <p>〔教育扶助の範囲〕 1 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 2 義務教育に伴って必要な通学用品 3 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの</p> <p>〔教育扶助の実施原則〕 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。</p> <p>〔教育扶助の基準額〕（22年度）一般基準 小学校 2,150円 中学校 4,180円 特別基準(学級費等) 小学校 620円 中学校 740円 学習支援費 小学校 2,560円 中学校 4,330円</p>				
経過	平成21年4月 学校給食費学校長口座へ振り込み開始。 平成21年7月1日 学習支援費新設。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 基準額の支給は、義務教育就学者の有無の確認を行い、当該世帯の親権者に支給する。 給食費、教材代等は、教育委員会、学校長に対し実費額の調査を行い支給額を決定する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		14,880	15,168	17,273	18,894	20,348	22,321	22,369
決算額（22年度は見込み）		13,062	14,974	16,992	18,727	19,163	21,790	22,369
人件費			40,572	44,270	44,270	32,674	30,866	
【事務分担量】（%）			525	540	540	400	400	
合計（+）		13,062	55,546	61,262	62,997	51,837	52,656	22,369
国（特定財源）		9,796	11,230	12,744	14,045	14,372	16,343	16,741
都（特定財源）		85	43	52	25	0	6	16
その他（特定財源）								
一般財源		3,181	44,273	48,466	48,927	37,465	36,307	5,612
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	基準教育延人員	1,604	1,805	2,042	2,146	2,200	2,469	
	基準教育費	4,732	5,380	5,910	6,156	6,403	7,017	
	その他教育費	8,330	9,594	11,082	12,571	12,760	14,773	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準教育費等	19,163	基準教育費等	21,790	基準教育費等	22,369

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	保護世帯数(世帯)	3,680	3,705	3,923	4,471		
	保護人員(人)	4,478	4,511	4,769	5,494		
	保護率(%)	23.3	22.9	23.9	27.1		

(問題点・課題分析)	
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議事録 (要旨) 状況	なし
------------------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護扶助	<b>部課名</b>	福祉部保護課	<b>課長名</b>	北村 美紀子
		<b>担当者名</b>	高岡 律子	<b>内線</b>	2628
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	介護扶助(01-01-04)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠</b>	生活保護法・同施行令・同施行規則	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>				
	<b>政策</b>				
	<b>施策</b>				
<b>目的</b>	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その自己負担相当分の費用を介護扶助として支給する。				
<b>対象者等</b>	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
<b>内容</b>	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 [介護扶助の範囲] (介護保険の給付対象と同じ) 1 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うもの) 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 [介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 [介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。(10割給付)				
<b>経過</b>	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。 平成22年4月 東京都介護給付適正化プログラムに基づき、介護扶助適正化指導員を配置。				
<b>必要性</b>	生活保護法に基づく事務事業				
<b>実施方法</b>	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) [被保険者] 保護の申請・介護扶助を決定(事前に、要介護認定を受け介護サービス計画を作成していることが必要) [被保険者以外] 保護の申請 要介護の審査、判定に基づき介護サービス計画作成を依頼 介護扶助を決定以下、両者同じ 介護券を発行し、直接指定介護機関へ送付 介護扶助支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託 福祉用具購入費、移送費等は、福祉事務所で支払い				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	142,259	188,643	266,195	279,236	291,696	230,846	271,843	
決算額(22年度は見込み)	128,876	181,839	206,333	211,045	212,169	227,891	271,843	
人件費		40,572	44,270	44,270	32,674	30,866		
【事務分担量】(%)		525	540	540	400	400		
合計(+)	128,876	222,411	250,603	255,315	244,843	258,757	271,843	
国(特定財源)	96,657	136,379	154,750	158,284	159,127	170,918	203,882	
都(特定財源)	6,834	9,808	10,798	13,940	14,849	15,639	18,849	
その他(特定財源)								
一般財源	25,385	76,224	85,055	83,091	70,867	72,200	49,112	
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	居宅介護延人員	3,619	4,368	4,428	4,035	4,338	5,081	
	施設介護延人員	896	1,116	1,175	1,204	1,149	1,185	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	居宅介護費等	212,169	212,169	居宅介護費等	227,891	居宅介護費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	保護世帯数(世帯)	3,680	3,705	3,923	4,471		
	保護人員(人)	4,478	4,511	4,769	5,494		
	保護率(%)	23.3	22.9	23.9	27.1		

（問題点・課題）	<p>○介護施設等の整備により、医療機関（社会的要因による入院）から介護施設へ徐々に移行されてきているが、まだ十分な状態ではない。</p> <p>○東京都、介護保険者、指定介護機関等と連携を密にし、介護扶助の実状を把握し適正実施する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議決（要旨）	なし
----------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	庄司 智美	内線	2623
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	医療扶助(01-01-05)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	25 年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。				
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>〔医療扶助の範囲〕 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>〔医療扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。</p>				
経過	平成19年度 医療扶助対象者の人口透析等が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>被保護者の申請（傷病届）により医療券を発行し、指定医療機関等で現物給付。なお、入院に際しては医師の要否意見書に基づき実施。 医療扶助の実施にあたっては、専門的知識・判断等が必要になるため精神科医を含む嘱託医3人を委嘱。 診療報酬の支払いは社会保険診療報酬支払基金に委託。移送費、眼鏡等の一部の医療費は、福祉事務所で支払。 レセプト点検委託 民間業者</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,753,737	5,031,818	5,241,981	4,903,076	5,014,849	4,890,028	5,267,200	
決算額（22年度は見込み）	4,611,821	4,787,779	4,819,187	4,538,970	4,454,446	4,868,980	5,267,200	
人件費		40,572	44,270	44,270	65,348	61,734		
【事務分担量】（%）		525	540	540	800	800		
合計（+）	4,611,821	4,828,351	4,863,457	4,583,240	4,519,794	4,930,714	5,267,200	
国（特定財源）	3,458,865	3,590,834	3,614,390	3,404,228	3,340,835	3,651,735	3,950,400	
都（特定財源）	328,082	327,662	329,582	311,587	318,099	284,566	327,372	
その他（特定財源）								
一般財源	824,874	909,855	919,485	867,426	860,860	994,413	989,428	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	入院延件数	6,434	6,210	6,121	5,922	5,604	5,804	
	外来延件数	54,718	57,991	58,091	58,931	61,174	66,567	
	歯科延件数	6,480	7,281	7,478	7,563	7,654	8,572	
	調剤延件数	36,825	40,165	41,582	43,219	45,872	50,590	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	入院費等	4,454,446	4,868,980	入院費等	4,868,980	入院費等

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	保護世帯数(世帯)	3,680	3,705	3,923	4,471		
	保護人員(人)	4,478	4,511	4,769	5,494		
	保護率(%)	23.3	22.9	23.9	27.1		

(問題点・課題)	<p>平成21年度において、医療扶助の生活保護費全体に占める割合は、45%と大きく、レセプト点検で被保護者の受診の実態と診療報酬の支払状況を把握し、医療扶助の適正実施を図る必要がある。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

(状況)	<p>平成13年 一定 入院患者の日用品費について「医療費以外に支出する入院雑費等を把握すること」</p>
------	---

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	出産、生業、葬祭扶助	<b>部課名</b>	福祉部保護課	<b>課長名</b>	北村 美紀子
		<b>担当者名</b>	高野 昇	<b>内線</b>	2621
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	出産、生業、葬祭扶助(01-01-06)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	25 年度	<b>根拠</b>	生活保護法・同施行令・同施行規則	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	保護の基準(厚生省告示・次官通達・局長通達)	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>				
	<b>政策</b>				
	<b>施策</b>				
<b>目的</b>	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給する。				
<b>対象者等</b>	1 出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦。 2 生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者。ただし、収入の増加又は自立の助長の見込みのある者。 3 葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。 他は生活扶助と同じ。				
<b>内容</b>	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [ 出産扶助の範囲 ] 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料(ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先) [ 生業扶助の範囲 ] 1 生業に必要な資金、器具又は資料 2 生業に必要な技能の修得 3 就労のために必要なもの 4 高校等就学費 [ 葬祭扶助の範囲 ] 葬祭に要する費用  [ 出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則 ] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [ 保護金品の交付者 ] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者。 [ 基準額 ] (22年度) 出産扶助 204,000円以内 葬祭扶助 201,000円以内 生業扶助 75,000円以内				
<b>経過</b>	平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設。 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設。				
<b>必要性</b>	生活保護法に基づく事務事業。				
<b>実施方法</b>	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )  葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他(病院長、民生委員等)の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		32,116	38,922	37,784	41,105	48,862	49,837	49,123
決算額(22年度は見込み)		31,999	38,922	37,784	45,549	48,316	46,314	49,123
人件費			40,572	44,270	44,270	32,674	30,866	
【事務分担量】(%)			525	540	540	400	400	
合計(+)		31,999	79,494	82,054	89,819	80,990	77,180	49,123
国(特定財源)		23,999	29,191	28,338	34,162	36,237	34,736	36,843
都(特定財源)		2,484	2,452	1,946	2,277	2,658	1,798	2,121
その他(特定財源)								
一般財源		5,516	47,851	51,770	53,380	42,095	40,647	10,159
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	葬祭延件数	202	197	197	234	258	216	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	葬祭費等	48,316	葬祭費等	46,314	葬祭費等	49,123

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	保護世帯数(世帯)	3,680	3,705	3,923	4,471		
	保護人員(人)	4,478	4,511	4,769	5,494		
	保護率(%)	23.3	22.9	23.9	27.1		

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議決 （要旨）	なし
--------------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	自立促進支援給付金事業		<b>部課名</b>	福祉部保護課	<b>課長名</b>	北村 美紀子
			<b>担当者名</b>	高野 昇	<b>内線</b>	2621
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	自立促進支援金給付事業（01-02-01）					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	17年度	<b>根拠</b>	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有	無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>					
	<b>政策</b>					
	<b>施策</b>					
<b>目的</b>	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、その自立を促進することを目的とした東京都の「被保護者自立促進事業」で、交付要綱に基づき東京都補助事業として実施し自立促進支援金を支給する。					
<b>対象者等</b>	自立支援に資すると福祉事務所長が認める被保護世帯					
<b>内容</b>	<b>項目</b>	<b>説明</b>			<b>内容</b>	<b>年間支給上限額</b>
	就労支援	【就労支援費】求職活動にふさわしい服装を支給する。 補助教材等購入費を支給する。			服等	35,000
		【緊急一時保育料】母子世帯等で母や子（主に9歳以下）の病気時に一時的に子を施設等へ預けたときの保育料			補助教材	12,000
	社会参加活動支援	【社会参加活動費】高齢者が社会に貢献することにより、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ。			保育料	30,000
		【生活支援事業】安定した日常生活を送れるよう支援する。			ボランティア講座受講料	6,000
		【債務整理援助事業】自己破産等の手続きを支援する。			ボランティア保健	700
	地域生活移行支援	【健康増進費】介護予防教室や各種グループワーク活動に参加することにより、要介護状態になることを予防する。			シニア-人材センター年会費	1,000
【高校進学等支援費】進学、基礎学力向上の観点から、中学3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対し支援する。			居室清掃	150,000		
健康増進支援	【健康増進費】介護予防教室や各種グループワーク活動に参加することにより、要介護状態になることを予防する。			ヘルパ-等派遣	60,000	
	【高校進学等支援費】進学、基礎学力向上の観点から、中学3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対し支援する。			予納金	15,000	
次世代育成支援	【健康増進費】介護予防教室や各種グループワーク活動に参加することにより、要介護状態になることを予防する。			介護予防教室等参加費	1,000	
	【高校進学等支援費】進学、基礎学力向上の観点から、中学3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対し支援する。			塾、講座受講費	150,000	
<b>経過</b>	平成16年度末 東京都による「見舞金支給事業」を廃止 平成17年度 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施 平成17年7月 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始					
<b>必要性</b>	被保護者の自立を促進するための事業で必要性は高い。					
<b>実施方法</b>	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )					
	1 支給時期 随時 2 支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額		29,031	10,000	7,412	5,905	7,107	7,157	
決算額（22年度は見込み）		1,400	1,592	2,414	5,391	2,199	7,157	
人件費		1,293	854	854	847	814		
【事務分担量】（％）		15	10	10	10	10		
合計（+）	0	2,693	2,446	3,268	6,238	3,013	7,157	
国（特定財源）								
都（特定財源）		3,248	1,606	2,335	5,390	2,196	7,157	
その他（特定財源）								
一般財源	0	-555	840	933	848	817	0	
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	就労支援(延件数)		0	0	2	6	21	
	社会参加活動支援(延件数)		3	5	6	4	3	
	地域生活移行支援(延件数)		66	67	76	188	14	
	健康増進支援(延件数)ほか		0	25	69	37	47	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自立促進支援給付金	5,391	自立促進支援給付金	2,199	自立促進支援給付金	7,157

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	自立促進支援金支給件数	153	235	85			

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	保護者の就労や社会参加、健康増進等、自立に資する活動の支援

議会議況（要旨）	なし
----------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	山中 洋子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	入浴券（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠法令等	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。				
対象者等	居宅において生活保護を受けている者 風呂所有者及び入院・入所中の者を除く				
内容	<p>○保護継続者分</p> <p>1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者</p> <p>2 支給方法 民生委員に依頼し年1回個別配付（7月中旬～下旬）・配付困難な者については保護課窓口</p> <p>3 支給枚数 60枚</p> <p>○新規開始分</p> <p>1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者</p> <p>2 支給方法 保護課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は保護継続者分と一緒に配付）</p> <p>3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当り 5枚</p>				
経過	<p>昭和45年 都の事業として開始（60枚）</p> <p>昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算</p> <p>平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更</p> <p>平成11年 都事業分は廃止</p> <p>区事業分に吸収し継続実施（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給）</p> <p>平成21年 入浴券に通し番号を印刷（発行元、交付先の明確化）</p>				
必要性	風呂のない被保護者世帯にとって、身体の衛生管理と最低生活費の一助となっている。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>該当者の抽出、入浴券の封入（世帯別）終了後、民生委員に配付依頼。 新規被保護者等については、保護課窓口にて配付。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	38,506	43,040	44,045	42,298	41,764	43,450	43,438	
決算額（22年度は見込み）	38,506	38,832	40,852	41,254	41,706	40,107	43,438	
人件費		862	854	854	847	814		
【事務分担当】（%）		10	10	10	10	10		
合計（+）	38,506	39,694	41,706	42,108	42,553	40,921	43,438	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	38,506	39,694	41,706	42,108	42,553	40,921	43,438	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	保護継続者・大人（人）	1,656	1,693	1,678	1,503	1,562	1,530	
	保護継続者・中人（人）	14	6	4	3	1	3	
	保護継続者・小人（人）			0	0	1	0	
	新規開始者・大人（人）	160	166	151	274	132	243	
新規開始者・中人（人）	3	1	1	1	1	2		
新規開始者・小人（人）			0	0	1	4		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費 需用費	入浴券	41,706	入浴券	39,897	入浴券
			入浴券印刷	210	入浴券印刷	303	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	入浴券支給枚数	103,300	99,300	102,870			

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 足立区、墨田区、葛飾区、北区、中央区は未実施 目黒区 65枚、大田区 50枚、千代田区 48枚 他の区は（60枚）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	風呂のない居宅保護者の負担軽減と衛生的環境の維持

況議（要旨）	平成10年 一定 入浴券のチケットショップへの売却について 平成11年 一定 支給枚数の削減について
--------	---

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	城山 泰治	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	入院必需品(01-03-02)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、必要な用品等を購入する資力がない場合に入院必需品を支給し、医療機関への入院を容易にする。				
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者とする。 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者				
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑にするために支給。支給品目は次のとおり (1) 洗面具セット (2) 寝巻又はパジャマ 被保護者を除く (3) 下着 被保護者を除く				
経過	平成9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐えられるものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。				
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。				
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 入院必需品の支給を受けようとする者は、入院必需品支給申請書兼受領書にて所長に申請。 城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	201	200	200	200	200	225	216	
決算額（22年度は見込み）	201	186	174	172	118	201	216	
人件費		862	854	854	847	814		
【事務分担量】（％）		10	10	10	10	10		
合計（+）	201	1,048	1,028	1,026	965	1,015	216	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	201	1,048	1,028	1,026	965	1,015	216	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	洗面具セット	100	85	80	80	70	70	
	寝巻	19	20	15	35	0	25	
	下着	20	20	20	5	10	35	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	洗面具セット外	118	洗面具セット外	201	洗面具セット外	216

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>城北労働・福祉センター、救急隊（荒川管内）と連携実施事業であり、今後も実態に即した事業を継続していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>台東区・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・墨田区・渋谷区・中野区・北区・足立区</p>

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	簡易宿所等に居住する要保護者、住所不定者の緊急入院用

議会議決（要旨）	なし
----------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	救護施設	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	救護施設(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。				
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者				
内容	<p>救護施設は全国で180施設（在籍者数 16,957人）ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者　くるめ園〔小平市：在籍者2名〕</li> <li>・精神病寛解者　あかつき〔小平市：在籍者6名〕</li> <li>・アルコール依存症回復者　救世軍自省館〔清瀬市：在籍者0名〕</li> <li>・その他　昭島荘、村山荘、さつき荘、優仁ホーム、光の家神愛園、黎明寮</li> </ul> <p>救護施設の在籍者数（平成22年1月現在）　15名</p>				
経過					
必要性	生活保護法に基づく保護施設				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>福祉事務所から施設に対し、収容調査表、保護決定通知書（写）、検診書（「あかつき」収容の場合は病院長の意見書）を添え収容依頼する。その後、施設見学と共に施設管理者の面接が実施され、入所を許可された者は、入所順番待ちの登録をする。施設側から許可がありしだい入所となる。 施設生活扶助・施設事務費の支払は財団法人東京都地域福祉財団に委託している。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	41,459	43,896	42,854	44,743	43,739	52,780	45,750	
決算額（22年度は見込み）	38,323	42,539	40,755	45,705	47,484	41,853	45,750	
人件費		14,387	15,610	15,610	17,186	16,248		
【事務分担量】（％）		185	190	190	210	210		
合計（＋）	38,323	56,926	56,365	61,315	64,670	58,101	45,750	
国（特定財源）	28,742	31,775	30,566	34,279	35,613	31,390	34,312	
都（特定財源）	8,248	9,265	8,885	10,145	10,646	9,622	10,238	
その他（特定財源）								
一般財源	1,333	15,886	16,914	16,891	18,411	17,089	1,200	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
生活費(延べ人員)	162	182	167	180	184	169		
生活費(金額)	7,224	8,406	7,628	9,429	9,070	8,145		
事務費(延べ人員)	170	190	181	199	208	185		
事務費(金額)	31,099	34,133	33,127	36,276	38,414	33,708		

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	47,484	施設生活費、事務費	41,853	施設生活費、事務費	45,750

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議事録（要旨）	なし
-----------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	更生施設	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	更生施設(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。				
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者				
内容	<p>更生施設は全国で18施設（在籍者数 1,769人）あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。また、更生施設以外の施設に、宿所提供施設、民間の宿泊所等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生施設：浜川荘、塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘 さざなみ苑（旧潮見寮、山谷対策用）、なぎさ寮（路上生活者対策）</li> <li>宿所提供施設：西新井栄荘、塩崎荘、千歳荘、東が丘荘、ふじみ、小豆沢寮、民間の宿泊所：やまて寮、新大久保寮、新光館</li> </ul> <p>更生施設の在籍者数（平成22年1月現在） 46名</p>				
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営 昭和40年4月 施設が所在する区へ移管 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設 平成13年度 さざなみ苑通年化 平成14年4月 更生施設等の再編 一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p>				
必要性	生活保護法に基づく保護施設。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、国保連合会に委託している。 さざなみ苑は、都が設置費と運営費の一部を負担し、区は事務費と生活費を支弁する。 その他の施設は、区が施設と直接契約し、事務費と生活費を支弁する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	88,363	58,064	73,212	76,004	61,374	76,754	66,652	
決算額（22年度は見込み）	56,727	55,715	70,381	54,444	56,169	54,941	66,652	
人件費		14,387	15,610	15,610	17,186	16,248		
【事務分担量】（%）		185	190	190	210	210		
合計（+）	56,727	70,102	85,991	70,054	73,355	71,189	66,652	
国（特定財源）	42,545	41,916	52,786	40,833	42,127	41,206	49,989	
都（特定財源）	14,167	13,564	17,515	13,263	13,707	12,940	16,663	
その他（特定財源）								
一般財源	15	14,622	15,690	15,958	17,521	17,044	0	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
生活費（延べ人員）	525	490	606	494	493	447		
生活費（金額）	31,356	29,369	37,312	27,982	27,656	25,516		
事務費（延べ人員）	565	560	611	501	510	481		
事務費（金額）	25,771	26,346	33,069	26,462	28,513	29,425		

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	56,169	56,169	施設生活費、事務費	54,941	施設生活費、事務費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 状況	（ 実施    22    区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議 会 要 旨 問 状	なし
----------------------------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	授産施設	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	屋代 千寿子	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	授産施設(01-01-03)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設（授産場）に補助を行い、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川授産場の利用者のうち 生活保護法による保護を受けている者 世帯全員の収入額が最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者 平成22年3月現在 対象人員 20人（授産場 施設：20人、家庭：0人）				
内容	荒川授産場に対し、上記目的達成のために事務費を扶助する。事務費は、東京都通知による授産施設事務費支弁基準額による。 施設事務費（1人当り単価）75,600円 家庭事務費（1人当り単価）5,600円（平成22年4月現在） 荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49.1.24 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。				
経過	昭和49年1月 授産施設事務費要領を作成し事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を（社）シルバー人材センターに委託				
必要性	生活保護法に基づく事務事業。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書により施設長及び対象者へ通知するとともに委託事務費を施設へ振替支出する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	18,569	17,342	18,218	18,169	19,304	17,864	18,999	
決算額（22年度は見込み）	18,263	17,065	17,534	17,775	18,999	17,539	18,999	
人件費		862	854	854	847	814		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10		
合計（+）	18,263	17,927	18,388	18,629	19,846	18,353	18,999	
国（特定財源）	13,697	12,799	13,151	13,331	14,249	13,154	14,249	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,566	5,128	5,237	5,298	5,597	5,199	4,750	
実 績 の 推 移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象延人員	284	247	250	241	249	232	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	施設・家庭事務費	18,999	施設・家庭事務費	17,539	施設・家庭事務費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（23年度）	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施区 千代田区・品川区 平成12年度廃止（移管後20年経過） 江東区・豊島区・世田谷区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議況（要旨）	なし
----------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	中国残留法人支援事務費	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	飯塚 房枝	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	中国残留法人支援事務費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	被支援給付者等				
内容	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費 ・非常勤職員設置費（支援・相談員1名）、 ・共済費 ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、 ・支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査）、 ・特別旅費（非常勤の旅費）、 ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、プライバシー保護シール貼付、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） ・中国残留邦人等の状況について、地域住民への啓蒙活動の一環として映画会開催。				
経過	平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、平成20年4月1日から中国残留邦人等支援給付事業を開始する。				
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託業務 ・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・要介護認定調査（10割給付者） ・レセプト点検 ・生活保護一部改修システム運用 他の業務は職員が実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					9,191	5,423	5,781	
決算額（22年度は見込み）					6,545	3,876	5,781	
人件費					1,271	1,221		
【事務分担量】（%）					15	15		
合計（+）	0	0	0	0	7,816	5,097	5,781	
国（特定財源）					4,909	2,907	4,005	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	2,907	2,190	1,776	
実績の推移								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	報酬	-	-	-	-	0	1,559	
	特別旅費	-	-	-	-	0	25	
	役務費	-	-	-	-	24	32	
	委託料	-	-	-	-	6,048	867	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	-	0	非常勤職員	1,559	非常勤職員	1,971
賃金	-	0	通訳員賃金	571	通訳員賃金	1,210	
旅費	-	0	訪問旅費	0	訪問旅費	20	
特別旅費	-	0	非常勤訪問旅費	25	非常勤訪問旅費	90	
一般需用	印刷製本（封筒等）	224	印刷製本（封筒等）	257	印刷製本（封筒等）	335	
役務費	郵送料（各種通知）	24	郵送料（各種通知）	32	郵送料（各種通知）	37	
委託料	システム保守、レポート点	6,048	システム保守、レポート点検、医	867	システム保守、レポート点検、医	887	
扶助費	-	0	地域生活支援実施経費	376	地域生活支援実施経費	854	
使用料					会場使用料	119	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	レポート点検過誤返還金(千円)		115	198			レポート点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	レポート点検総件数(千件)		573	1,025			

（問題点・課題分析）	事務処理は生活保護に準じており、医療及び介護に係る事務量は増加傾向であり、一層の事務改善を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
診療報酬明細書の点検をよりの確に審査する。	医療費の負担軽減が図れる。
地域における多様なネットワークを活用し、日本語教室や地域の交流事業等に参加しやすい環境を作るために通訳員を配置し、中国残留邦人等が地域の一員として暮らせるための仕組みを検討する。	コミュニケーション手段の改善により、地域住民との関係もスムーズになり、安定した地域生活が図れる。
広く地域住民に中国残留邦人等のおかれている現状を理解してもらうため映画会を行う。	地域住民に中国残留邦人等のおかれている現状について理解を促す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	中国残留法人支援給付事業	部課名	福祉部保護課	課長名	北村 美紀子
		担当者名	飯塚 房枝	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	中国残留邦人支援給付費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野				
	政策				
	施策				
目的	国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを基本に、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、生活保護法に準じた処遇を実施し、被支援給付者の老後の生活の安定と地域で生き生きと暮らせるために必要なもの等を支援給付する。				
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者が、老齢基礎年金を満額支給されても、なお世帯の収入が一定の基準(生活保護基準に準じる)に満たない世帯。				
内容	被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。(生活支援給付費、住宅支援給付費、教育支援給付費、介護支援給付費、医療支援給付費、葬祭支援給付費等) 金銭給付を原則とするが、金銭給付できない場合や適当でない場合、支援の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。保護金品は、1ヵ月以内を限度に前渡することができる。				
経過	平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示。 平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告。 平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定。 平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。 平成20年4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始				
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費				
実施方法	( 直営 一部委託 全部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				
	[ 支援実施上の原則 ]	1 申請による支援の原則(職権は可) 3 必要即応の原則		2 保護基準に準じた要否判定・支給 4 世帯単位の原則	
	[ 実施の内容 ]	1 面接相談、申請受理 3 施設への収容、支援給付費の支給		2 申請に対して資産、病状調査等14日以内に決定、通知 4 生活相談、病状把握等	
	[ 支援給付費支払い方法 ]	銀行払い(全ケース22世帯)			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額					91,326	74,278	71,921	
決算額(22年度は見込み)					41,425	61,601	71,921	
人件費					2,711	2,549		
【事務分担当】(%)					32	32		
合計( + )	0	0	0	0	44,136	64,150	71,921	
国(特定財源)					31,069	46,201	53,940	
都(特定財源)								
その他(特定財源)						2	2	
一般財源	0	0	0	0	13,067	17,947	17,979	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	基準生活支援給付費延人員	-	-	-	-	348	47	
	基準生活支援給付費	-	-	-	-	21,601	25,356	
	その他支援給付費	-	-	-	-	19,824	36,245	
		-	-	-	-			

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		生活支援	基準生活支援給付費	21,601	基準生活支援給付費等	25,356	基準生活支援給付費等
住宅支援	家賃等	5,725	家賃等	7,061	家賃等	9,927	
介護支援	介護サービス自己負	191	介護サービス自己負担	298	介護サービス自己負担	351	
医療支援	医療費	13,908	医療費	28,886	医療費	31,777	
生業支援	生業費	0	生業費	0	生業費	184	
葬祭支援	葬祭費	0	葬祭費	0	葬祭費	597	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	被支援給付世帯		17	22			
	被支援給付人員		26	34			

（問題点・課題 指標分析）	区外からの転入(主に都営住宅入居)又は新たな帰国者が、支援給付開始世帯となることが想定される。
他区の実 状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費に要する経費

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	生活安定化総合対策事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美												
		担当者名	高橋 温子	内線	2616												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	生活安定応援事業（15-18-01）																
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業													
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	生活安定応援事業実施要綱（東京都）、東京都就職チャレンジ支援事業実施要綱（東京都）、生活サポート特別貸付事業実施要綱（東京都）、チャレンジ支援貸付事業実施要綱（東京都）													
終期設定	有 無	22 年度	法令等														
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画												
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]															
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]															
	施策	低所得者の自立支援[02-10]															
目的	東京都が実施する「生活安定化総合対策事業」の一環として、区が東京都から委託を受け、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図る。																
対象者等	<p>世帯の生計中心者で次のすべての要件を満たす者。                  次のアまたはイの収入基準を満たしていること                  ア単身世帯は、課税所得年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること                  イ収入が一定基準以下であること                  【収入要件基準表】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">扶養人数</td> <td style="padding: 2px;">0人（単身）</td> <td style="padding: 2px;">1人</td> <td style="padding: 2px;">2人</td> <td style="padding: 2px;">3人</td> <td style="padding: 2px;">・・・</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総収入（年間）</td> <td style="padding: 2px;">176万円以下</td> <td style="padding: 2px;">260万円以下</td> <td style="padding: 2px;">320万円以下</td> <td style="padding: 2px;">380万円以下</td> <td style="padding: 2px;">・・・</td> </tr> </table> <p>扶養人数の総収入（260万円）から、1人増えるごとに60万円加算                  賃貸物件に居住の場合、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に家賃支払額を総収入額から減額する                  預貯金等資産の保有額が600万円以下であること                  土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物は除く）                  都内に引き続き1年以上在住していること 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと                  区内対象者数（推計）：約3,000人</p>					扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・	総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・
扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・												
総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・												
内容	<p>1 相談窓口の設置・運営（荒川区社会福祉協議会に業務委託）                  低所得者からの相談に応じ、東京都が実施する支援メニューの紹介及び受付・相談を行うなど、きめ細かな支援を実施するため、生活相談や就労支援に関する知識・経験を有する相談員を配置した相談窓口を設置・運営する。                  東京都の主な支援メニュー                  （1）就職チャレンジ支援事業                  正社員への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを支援する。                  （2）生活サポート特別貸付事業                  職業訓練等を受講する間の資金及び就労のための資金等を無利子で貸し付ける。                  （3）チャレンジ支援貸付事業                  学習塾等の受講費用及び大学受験等の受験費用を貸し付けることにより支援を行う。                  （4）東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介                  （5）その他、関連施策の紹介                  （6）利用者への一貫した支援体制の確保</p> <p>2 ネットワーク会議の設置・運営                  社会福祉協議会事務局長、同管理課長、民生委員・児童委員協議会会長、足立公共職業安定所職員、日暮里支援相談室、荒川区等で構成されるネットワーク会議を設置、運営する。</p>																
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年8月19日 事業開始																
必要性	東京都の事業であるが、一定の所得以下の者等が対象となっていることもあり、対象者の居住する身近な市区町村での相談窓口開設が対象者の利便性を高める。																
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	決算額（21,22年度は見込み）					21,000	14,950	14,950
	人件費					13,577	14,102	14,950
	【事務分担当量】（%）					4,235	3,258	
	合計（+）	0	0	0	0	17,812	17,360	14,950
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					13,577	14,102	14,950
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	4,235	3,258	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	相談件数（件）					408	1,115	1,200
	就職チャレンジ支援（人）					29	68	80
	生活サポート特別貸付（人）					2	11	30
	チャレンジ支援貸付（人）					17	41	50

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	業務委託	13,577	業務委託	14,102	業務委託	14,950

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	就職チャレンジ支援事業	-	191 29	463 68	500 80	-	上段：相談数 下段：申込み受理数
	生活サポート特別貸付事業	-	60 2	263 11	300 30	-	
	チャレンジ支援貸付事業	-	157 17	389 41	400 50	-	

（問題点・課題）	<p>1 20年度から22年度までの3年間の時限事業である。</p> <p>2 生活サポート特別貸付を受けるには、就職チャレンジ支援事業等を受ける必要がある。</p> <p>3 類似事業と対象者が重複する場合がある。</p> <p>4 事業終了及び再構築の事業について、円滑な事務処理と利用者への適切な対応を行う。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>現行の広報の強化、徹底。関連機関との連携の強化。企業説明会、就職面接会等における相談ブースの設置等による広報活動の展開。</p>	<p>対象者への周知。相談件数の増加。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	東京都からの受託事業で、今年度が最終年度（予定）である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	住宅手当緊急特別措置事業 (仕事・生活サポートデスク)	<b>部課名</b>	福祉推進課	<b>課長名</b>	小林 清美
		<b>担当者名</b>	鈴木 眞一	<b>内線</b>	2616
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)</b>	住宅手当緊急特別措置事業(01-19-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 ( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 21 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区住宅手当緊急特別措置事業実施要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	低所得者の自立支援[02-10]			
<b>目的</b>	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。(生活全般の相談をうけ、対応策や関係部課との連絡調整を行う)				
<b>対象者等</b>	支給申請時に次のいずれにも該当する区民 平成19年10月1日以降に離職した者(雇用形態、離職理由は問わない) 世帯の主たる生計維持者 就労能力及び常時就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申込みを行う者 住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者 住宅を喪失するおそれのある者とは 及び に該当し、賃貸住宅等に入居している者 原則として収入のない者(臨時的・一時的収入がある場合、同居の親族に収入のある場合は、単身世帯 月収8.4万円+家賃相当分以下 2人世帯 月収17.2万円以下 三人以上の世帯 月収17.2万円+家賃相当分以下であること) 生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が、 単身世帯 50万円以下 複数世帯 100万円以下 であること。 国の住居喪失離職者等に対する雇用対策による貸付・給付、地方自治体等が実施する類似の貸付・給付を受けしていない者				
<b>内容</b>	支給額(上限額) 単身世帯 月額53,700円 複数世帯 月額69,800円 支給期間 6ヶ月間+3ヶ月(延長を認められた場合) 支給対象者は、支給期間中に、次のとおり常用就職に向けた就職活動を行うこと。 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 毎月2回以上、区の支援員等による面接等の支援を受けること。 週に1回以上求人先に応募を行うこと。				
<b>経過</b>	国の経済危機対策として、平成21年度補正予算により平成21年10月より実施。生活福祉資金(総合支援資金)の貸付と併せ、住宅の確保や就労までの生活を支援する。生活保護によらない第二のセーフティネット制度として発足。(それに先立ち6月から区独自に仕事生活サポートデスクの常設窓口を設置)				
<b>必要性</b>	国の経済危機対策として全国的に実施している事業であり、離職者の仕事・生活をサポートとして必要なものである。(生活困窮者等の相談窓口として区が先行して開設し、部課、関係機関を結ぶネットワークの要である)				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 生活・就労相談員を配置。社会福祉協議会、ハローワーク、保護課等庁内関係部課、不動産業団体、病院等、問題解決に繋がる機関との連携による対応。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額							15,012	27,778
決算額(22年度は見込み)							3,275	27,778
人件費							1,955	
【事務分担量】(%)							45	
合計(+)		0	0	0	0	0	5,230	27,778
国(特定財源)							5,213	27,778
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	0	0	0	17	0
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	単身世帯						15	31
	複数世帯						6	15

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬			非常勤相談員報酬	0	非常勤相談員報酬
共済費			非常勤共済費	0	非常勤共済費	301	
旅費			職安同行訪問	0	職安同行訪問	30	
一般需用費			消耗品費	16	消耗品費	50	
役務費			振込み手数料	0		0	
扶助費			住宅手当	3,259	住宅手当	24,986	
			21年度報酬費等は職員課対応				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	常用就労率			1件 (4%)	5件 (10%)	10件	21年度東京都住宅手当受給者の再就労率2%
	生活保護法によらないホームレス等支援件数			6件	12件	20件	従来生活保護及び緊急一時保護施設で対応していた事例の支援
	セーフティーネットとしての相談、関連部課等への連絡			478	828	1000	21年実績、22年年間推定。

（問題点・課題）	<p>住宅手当制度による離職者支援では、離職者が再度常用就労に就くための支援が軸であり、手当を支給することだけを目的化しない。就労のための住宅確保であり、生活支援である。しかし、区では就労支援の経験に乏しい 手当受給者の半数は、従来から不安定雇用の労働者であり職業キャリアもない層がかなり占めている。年金生活者に移行すべき層が、無年金者として就労を希望している。相談者の中には、精神及び身体に障害をもつ者も多く、新たな支援策が必要。最大の課題は、ハローワーク等との連携のもと受給者の状況に応じた、雇用の創出であり、生活全般の支援に取組む各部署とのネットワーク作りが必要。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>国の要領による事業であり、全特別区で実施。（仕事・生活サポートデスクは、区単独事業）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
就労相談の充実。相談員の育成 相談体制の充実、ハローワークとの連携により個別相談の充実	常用就労率の向上。
うつ病、発達障害、アスペルガー症候群等の障害をもつ相談者と、障害者福祉関係の支援窓口での連携	精神障害者の場合、通院や日常生活の相談を踏まえて、障害者に対応する的確な就労相談につなげる。自殺防止対策として、ゲートキーパーの役割。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	21年中半からの事業開始であるが、22年度当初から相談件数は確実に増加している。雇用状況の混迷やワーキングプア、無年金者等の低所得者、生活困窮者へのセーフティーネットとなりえる事業を展開する

況議 （要 旨） 問 状	現在のところなし。
--------------------------	-----------